

株式会社商工組合中央金庫「海外ビジネス展開支援資金」

対象事業者証明実施要領

(平成27年 4月 1日 浜産総第1352-2号)

(目的)

1 この要領は、浜松市(以下「市」という。)と株式会社商工組合中央金庫(以下「商工中金」という。)との間に締結された海外ビジネス展開支援に関する協定書第2条第4項の規定に基づき、商工中金が実施する海外ビジネス展開支援資金(以下「支援資金」という。)の申込にあたり、市が対象事業者の証明を行うための必要な事項を定めることを目的とする。

(対象事業者)

2 この要領において対象とする事業者は、株式会社商工組合中央金庫法第1条に定める中小企業等協同組合その他主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びその構成員であって、市内に主たる店舗・工場・事業所を有する者(支店登記をした支店を含む)で、市税を滞納していない事業者とする。

(対象事業者の証明)

3 支援資金の申込をしようとする事業者は、市に申請書類を提出し、対象事業者であることの証明を受けるものとする。

(申請の方法)

4 対象事業者であることの証明を受けようとする事業者は、直接又は商工中金を通じ、次の各号の書類を市産業部産業総務課に提出するものとする。

(1) 貸付対象事業者証明願(別記様式1)

(2) 下記に掲げる添付書類

申請日から3ヶ月以内の登記簿謄本又は定款

事業(会社)概要

市税納付・納入確認同意書(別記様式2)(浜松市で市税の納入義務を生じていない場合は直近の納税証明書(市町村税))

(証明の有効期間)

5 証明の有効期間は、当該証明の日から起算して半年間とする。

(その他)

6 その他、下記のとおり定めることとする。

(1) 市は、証明に当たって事業者から得た情報について、商工中金に提供し、関係機関に照会することができる。

(2) 市は、証明にあたり、必要に応じて別表に掲げる添付書類以外の書類の提出を求めることができる。

(3) 市は、証明した事業者に対し、事業の進行状況等の確認を求めることができる。

(4) 対象事業者の証明に関し、この要領に定めのない事項は、市と商工中金が協議のうえ別に

定める。

附 則

この要領は、平成26年2月25日から施行し、商工中金において支援資金の運用が開始されたときから適用する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

(別記様式1)

貸付対象事業者証明願

株式会社商工組合中央金庫の「海外ビジネス展開支援資金」の申込をするにあたり、貸付対象事業者に該当する旨の証明をお願いします。

借入希望額： 百万円

借入目的 ：

年 月 日

住 所

企業者名

代表者名

印

上記については、次のとおり証明します。

「海外ビジネス展開支援資金」の貸付対象事業者に

- 1 該当します。
- 2 該当しません。

平成 年 月 日

浜松市長

印

別記様式 2

市税納付・納入確認同意書

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市長
(取扱い) 産業総務課)

申請者

所在地

団体名

印
(代表者印)

下記の申請に伴い、株式会社商工組合中央金庫「海外ビジネス展開支援資金」対象事業者証明実施要領 4 の規定により、市が申請者の市税の納付・納入状況について確認することに同意します。

記

名称 株式会社商工組合中央金庫「海外ビジネス展開支援資金」